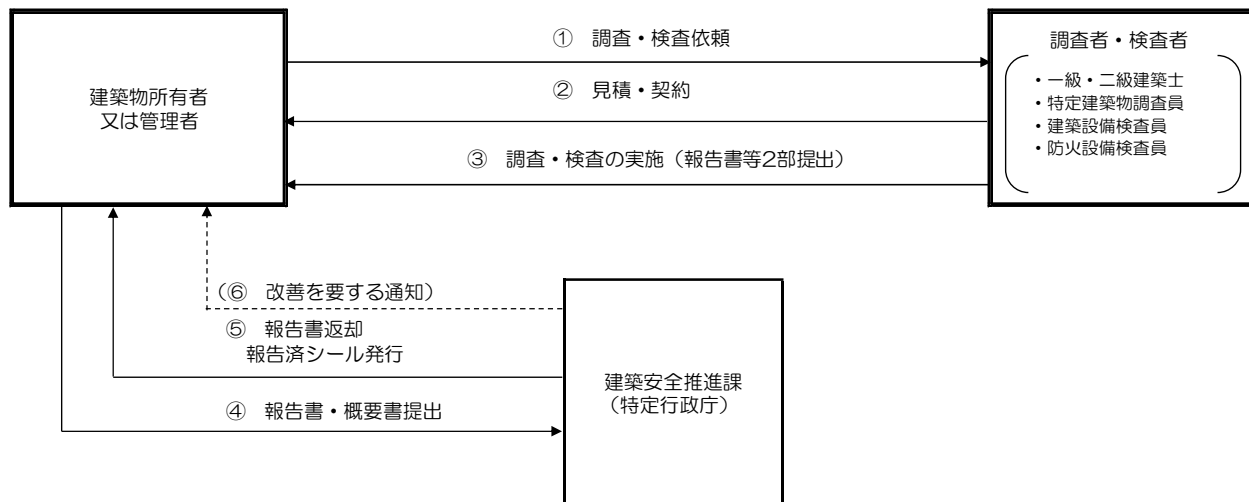


[19] 定期報告制度

建築物の災害・事故の未然防止を図るため、建築基準法第12条第1項等に基づき、建築物の敷地、構造、設備等を有資格者により調査・検査させ、結果を特定行政庁に報告することが建築物の所有者や管理者に対して義務付けられています。

① 定期調査・検査報告の手続きフロー



② 定期報告の対象及び報告時期

報告対象		報告時期(間隔)		
建築物の用途	建築物の用途	調査	検査	
		建築物	防火設備	換気設備等
1 劇場、映画館、演芸場	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	3年	1年	1年
1' 観覧場(屋外を除く)、公会堂、集会場	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上のもの ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	3年	1年	1年
2 病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、児童福祉施設等(高齢者・障害者の就寝の用に供するものに限る)	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	3年	1年	1年
3 ホテル、旅館	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	3年	1年	1年
4 共同住宅、寄宿舎(いずれも高齢者・障害者の就寝の用に供するものに限る)	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	3年	1年	1年
5 体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(いずれも学校に附属するものを除く)	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの	3年	1年	1年
6 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)	①当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ②2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上のもの ③当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの	3年	1年	1年
7 事務所その他これに類する用途	階数5以上の建築物で、3階以上の階又は地階に当該用途があり、かつ当該用途の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの	3年	1年	1年
昇降機	①エレベーター ②エスカレーター ③小荷物専用昇降機		1年	
準用工作物	遊戯施設等		1年	

※ ・該当する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下、かつ、階数2以下のものは対象外
・該当する用途部分が、避難階のみにあるものは対象外

注) 提出部数は2部です。なお、提出にあたっては事前予約が必要となりますのでご注意ください。

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 定期報告

検索

「名古屋市:建築基準法に基づく定期報告制度(事業向け情報)」

(<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-6-3-9-2-0-0-0-0-0-0.html>)